

湯 前 町
橋梁個別施設計画

平成30年11月 策定

令和 2年 3月 改定

令和 5年 1月 改定

熊本県 湯前町

目 次

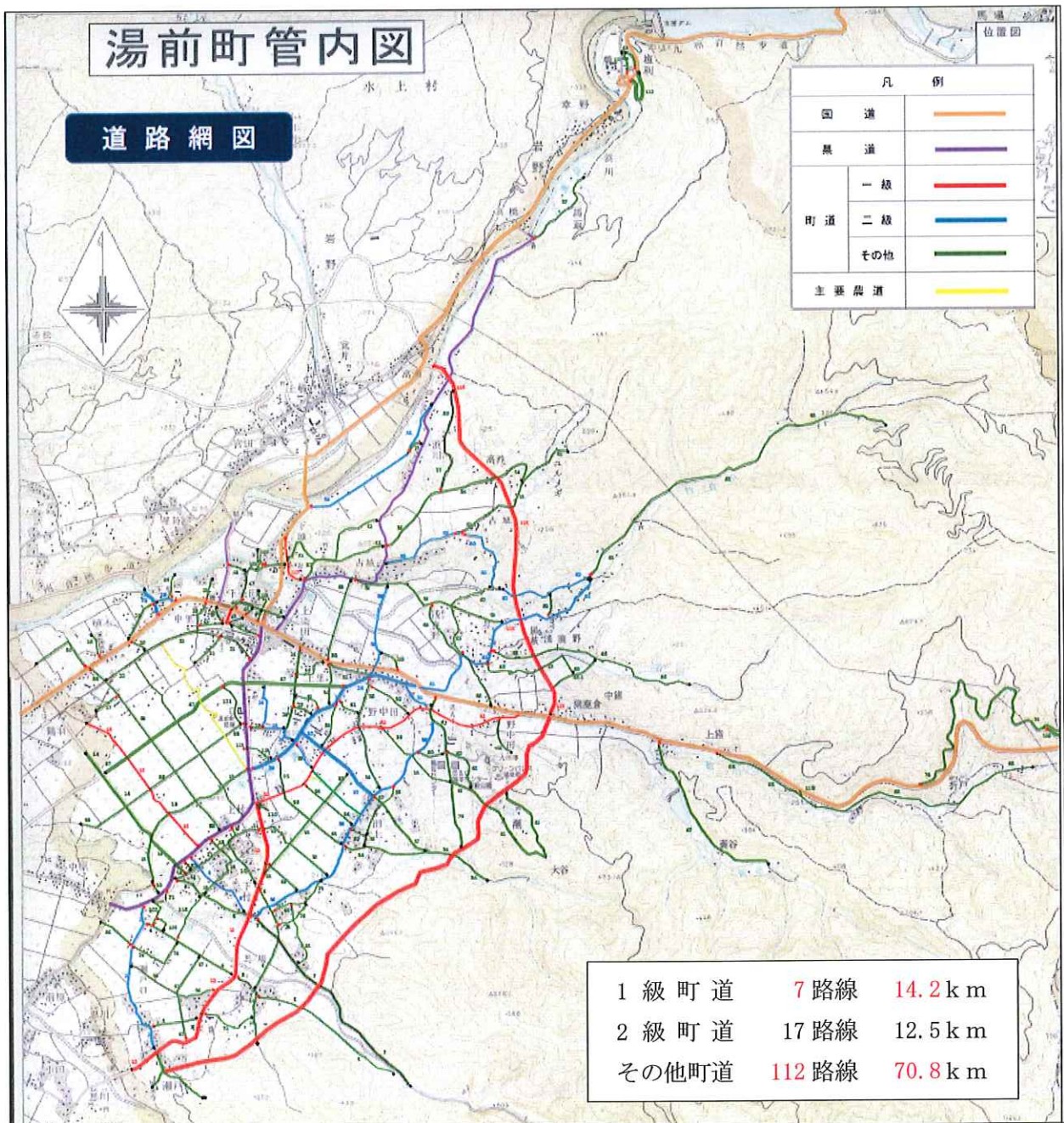
1	道路施設の現状と課題	・・・	P2
	(1) 湯前町の道路概要		
	(2) 湯前町の橋梁概要	・・・	P3
	(3) 道路施設の現状と課題	・・・	P5
2	道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方	・・・	P6
	(1) 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方		
3	今後の点検・修繕計画		
	(1) 点検計画期間		
	(2) 対策の優先順位の考え方	・・・	P7
	(3) 施設の状態・対策内容・実施時期・対策費用		
	(4) 「新技術等の活用」及び「費用の縮減に関する取り組み」等		
4	別 表 (対象施設・個別施設の状態 (健全度)・実施時期・対策内容)		

1 道路施設の現状と課題

(1) 湯前町の道路概要

熊本県湯前町では、1級町道東方線をはじめ7路線14.2km、2級町道瀬戸口線ほか17路線12.5km、その他町道辻線ほか112路線70.8kmを管理しています。(令和4年度道路台帳値)

湯前町道路網図



(2) 湯前町の橋梁概要

本町が管理する橋梁数は、橋長 15m未満橋梁 87 橋、15m以上の橋梁が 14 橋、合計 101 橋あります。(令和 4 年度道路台帳値)

橋 梁 数

橋長区分	橋梁数	構成比
橋長 5m未満	28	28%
橋長 5～10m未満	46	45%
橋長 10～15m未満	13	13%
橋長 15m以上	14	14%
	101	

管理橋梁のうち、橋長 5m未満で 6 橋、10m未満で 3 橋の計 9 橋が BOX 橋となっています。

道路橋とは？

道路、鉄道、水路等の輸送路において、輸送の障害となる河川、溪谷、湖沼、海峡あるいは他の道路、鉄道、水路等の上方にこれらを横断するために建設される構造物。

BOX 橋とは？

道路の下を横断する道路や水路等の空間を得るために、盛土あるいは地盤内に設けられる剛性ボックスカルバート。橋長 2m以上かつ土被り 1m未満のカルバートを指す。

また、明治 40 年 (1907) に築造された下町橋 (石橋) は町指定文化財となっており、橋長では球磨川の原ノ湫橋 (106m) 古湫橋 (94m)、陸橋の潮大橋 (95m) があります。

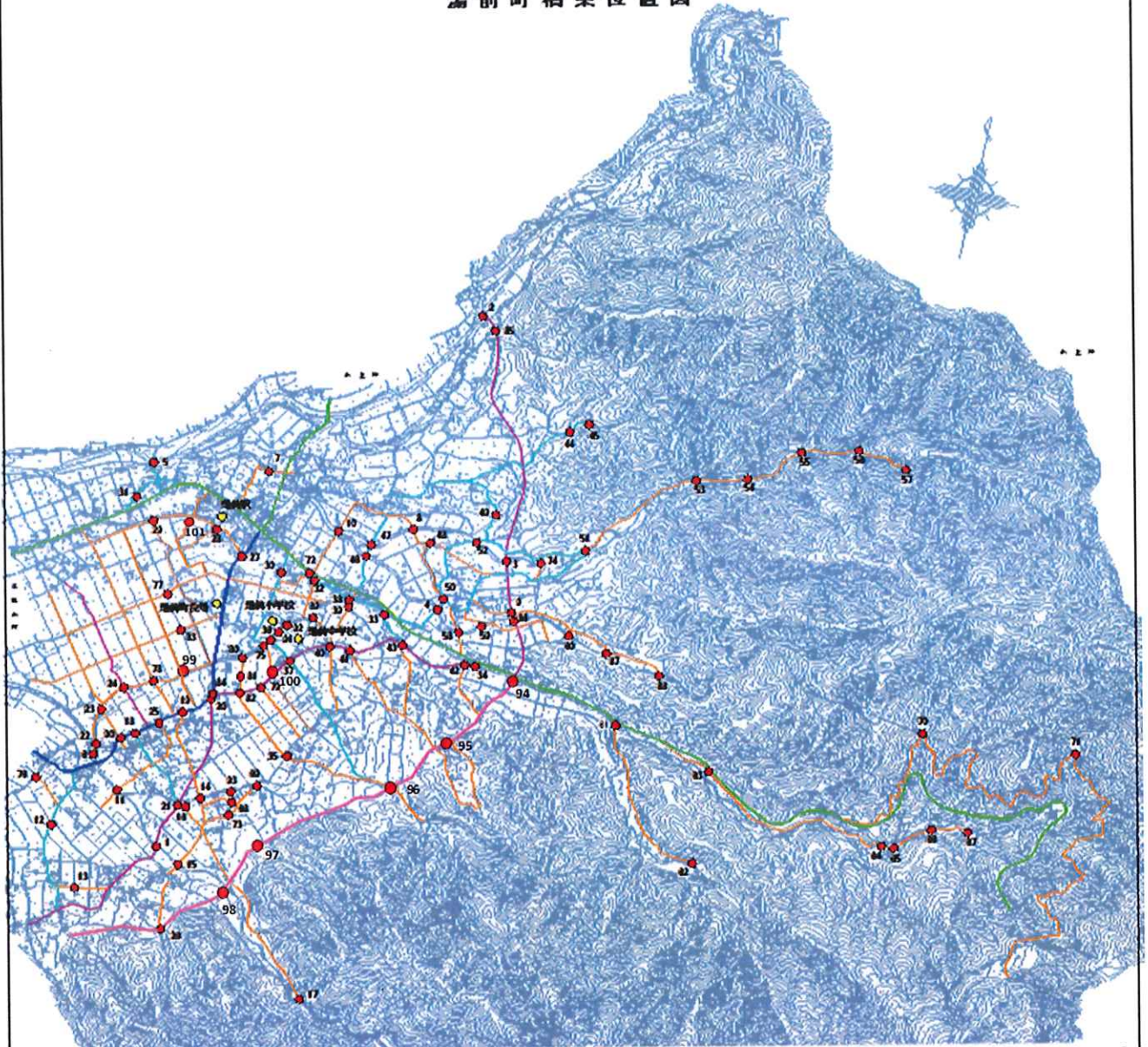


下町橋



古湫橋

湯前町橋梁位置図



1 仁原橋	26 長谷場橋	51 文一橋	76 中園橋	101 平野秋原神橋
2 原ノ河橋	27 農徳橋	52 下秋良橋	77 松原上里神橋 (無名3)	
3 新秋良橋	28 黒木橋	53 網内橋	78 藤木橋 (雄平二本神神橋)	
4 日吉橋	29 持木橋	54 山の神橋	79 深田神橋 (無名4)	
5 古河橋	30 橋本橋	55 笹の平橋	80 下京手神橋 (無名5)	
6 香野瀬橋	31 下里橋	56 秋良高橋	81 下京手神橋2 (無名6)	
7 下町橋	32 新村橋	57 上秋良橋	82 下京手神橋3 (無名7)	
8 秋良橋	33 藤作橋	58 香川橋 (上香川橋)	83 上中原神橋 (無名8)	
9 上ノ段橋	34 板石橋	59 小原橋	84 中瀬橋	
10 上里古松神橋 (西前田橋)	35 黒山橋	60 上香川神橋2	85 松崎橋	
11 新高橋	36 藤原橋	61 上野川橋	86 香川橋	
12 瀬戸口橋	37 京手橋	62 匠八橋	87 小原神橋	
13 平野橋	38 公金堂橋	63 セツ山橋	88 香川橋 (香川橋2)	
14 若松橋	39 金光橋	64 大師橋	89 無名橋	
15 馬場下橋	40 藤崎院橋	65 折戸橋	90 無名橋	
16 林道橋	41 久ノ原橋	66 上折戸橋	91 夕陽橋	
17 仁原川橋	42 北本橋	67 栗秋橋	92 青雲橋	
18 加藤橋	43 小池橋	68 中永野橋	93 無名橋	
19 鹿沙門橋	44 瀬田橋 (無名2)	69 山ノ口橋	94 ふるぎと橋	
20 中瀬2号橋	45 古城神橋1	70 竹ノ谷橋	95 網大橋	
21 野畑橋	46 中瀬橋	71 網仙切橋	96 大谷橋	
22 天神橋 (無名1)	47 前田橋	72 松原橋	97 渡巻谷橋	
23 探畑橋	48 黒萩橋	73 浅巻橋	98 仁原船倉橋	
24 磯羽橋	49 ニルメ橋 (ニルメ神橋)	74 中秋良橋	99 香野瀬橋	
25 上下橋	50 浅ヶ野橋	75 上京手橋	100 上京手田上橋	

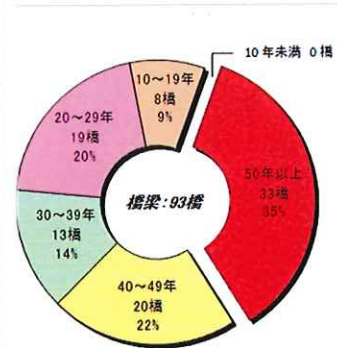
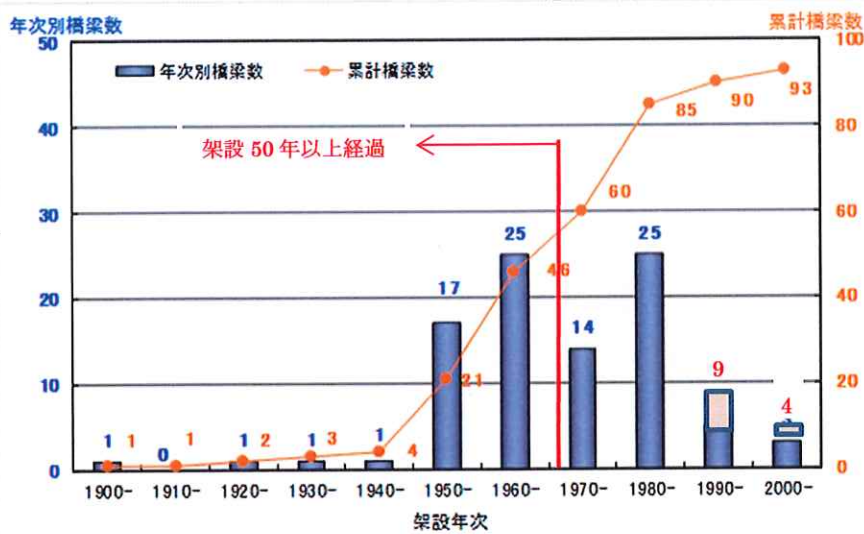
凡例

- 国道
- 県道
- 町道(1級)
- 町道(2級)
- 町道(その他)

※町道=橋梁の架か4時限を記載

(3) 道路施設の現状と課題

湯前町橋梁長寿命化修繕計画の対象橋梁(平成 25 年度末時 : 93 橋)の経過年数を見てみると、以下に示すように一般的に橋梁の寿命といわれる 50 年を経過している橋梁は、全体の 35% の 33 橋であり、10 年後には全体の 57% の 53 橋、さらに 20 年後には全体の 71% にあたる 66 橋が建設後 50 年を超えることとなります。町が管理する道路橋は今後急速に高齢化を迎え、大規模な修繕(補修)や架替えが同時期に発生することが予想され、多大な財政負担となることが懸念されます。



また、平成 27 年 (2015) から 30 年 (2018) の 3 ヶ年度で実施した 1 巡目の橋梁定期点検結果及び令和 2 年 (2020) 度から実施中の 2 巡目点検結果 (69 橋分) では、下表のとおり老朽化等による劣化損傷の状況が確認されています。

橋梁定期点検 (H27～29 年度・R2～R3 年度)

点検結果区分	橋長 15m未満	橋長 15m以上	計
I (健全)	66 橋 (76%)	9 橋 (64%)	75 橋 (74%)
II (予防保全段階)	18 橋 (21%)	4 橋 (29%)	22 橋 (22%)
III (早期措置段階)	3 橋 (3%)	1 橋 (7%)	4 橋 (4%)
IV (緊急措置段階)	—	—	—
計	87 橋	14 橋	101 橋

※ 2 巡目点検は、令和 2 年度から令和 4 年度で実施中 (101 橋分)

※ 点検結果区分は次項参照

2 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

(1) 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

インフラは、利用状況設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設ごとに異なり、その状態は時々刻々と変化します。現状では、これらの変化を正確に捉え、インフラの寿命を評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラを構成する各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。

このため、橋梁の点検については、定期点検要領に基づき、5年に1度、近接目視による点検を実施し、結果については、4段階で区分することとしています。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

3 今後の点検・修繕計画

(1) 点検計画期間

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう計画期間は平成29年度を始期として令和8年度までの10年とします。なお、点検結果等を踏まえ、毎年度、計画を更新します。



(2) 対策の優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な対策を講じます。

橋梁の対策は、第三者に対する安全性に著しく影響を及ぼし、緊急的に対応が必要な損傷がある橋梁を優先的に実施します。

速やかに補修を行う必要がある区分「健全度Ⅲ以上」と判定した橋梁については、損傷箇所数や損傷程度を考慮し、優先的に対策を実施します。

(3) 対象施設、個別施設の状態（健全度）、実施時期、対策内容

湯前町管内における対象施設、個別施設の状態（健全度）、実施時期、対策内容、概算の費用については別表とおりとします。

(4) 「新技術等の活用」及び「費用の縮減」に関する取り組み等

橋梁施設の点検及び修繕、更新、集約化・撤去等の事業実施にあたっては、「新技術等の活用」の検討を行い、事業の効率化や「費用の縮減」を図るための取り組みを実施します。

① 「新技術等の活用」の検討

令和4年度までに管理する101橋全てについて、点検や修繕等に係る「新技術等の活用」の検討を行うと共に、約1割の橋梁で費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とします。

② 「費用の縮減」に関する取り組み

令和4年度までに管理する101橋のうち、1巡目点検（99橋分）及び2巡目点検（69橋分）において従来技術にて点検した橋梁については、3巡目以降は新技術等を活用した点検を検討・実施することとし、2巡目点検の残り32橋分についても新技術等の活用を比較検討し、費用縮減に努めます。

また、修繕、更新、集約化・撤去等の事業実施においても新技術等の活用を比較検討し、費用縮減に努めます。

